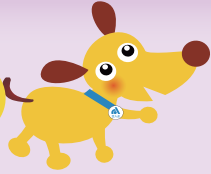


# 藤枝法人会報

平成28年度

第6回



## 税に関する絵はがきコンクール



藤枝税務署長賞



藤枝法人会長賞



優秀賞



優秀賞



藤枝法人会女性部会長賞



No. 106

平成29年2月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざます 企業の繁栄と社会への貢献

会員  
募集中

# 行動する法人会



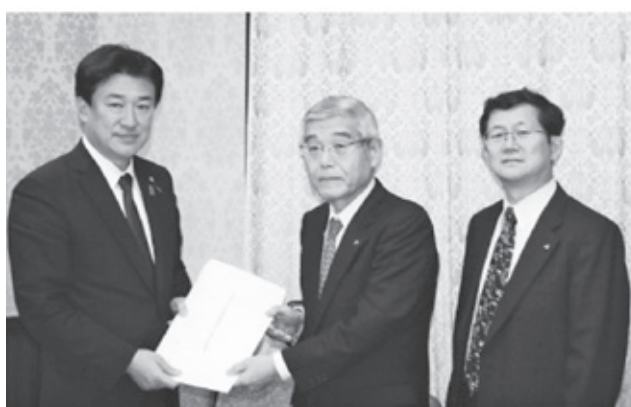
## —平成29年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成29年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### 財務省

10月27日

財務副大臣 木原 稔 氏



左から 木原財務副大臣、柳田税制委員長、横山専務理事

### 自民党

予算・税制等に関する政策懇談会

10月20日

財政・金融・証券団体委員長 牧島 かれん 氏

山口 泰明 氏	井上 信治 氏	土井 亨 氏
吉野 正芳 氏	奥野 信亮 氏	土屋 正忠 氏
神田 憲次 氏	石崎 徹 氏	大野敬太郎 氏
小倉 将信 氏	中谷 真一 氏	黄川田仁志 氏
中山 展宏 氏	藤原 崇 氏	築 和生 氏
山田 賢司 氏	山田 美樹 氏	長峯 誠 氏
松川 るい 氏	他	



### 公明党

財政・金融部会団体ヒアリング

11月14日

財政・金融部会長 上田 勇 氏



### 民進党

財政・金融部門団体ヒアリング

11月9日

ネクスト財務・金融大臣 大塚 耕平 氏  
古川 元久 氏 白 眞勲 氏 古賀 之士 氏



## 国 税 庁

表敬訪問 12月5日

長 官 迫田 英典 氏  
次 長 飯塚 厚 氏



右中央 迫田国税庁長官、右奥 飯塚次長  
左奥から 柳田税制委員長、池田会長、横山専務理事

課税部長 川嶋 真 氏



右奥 川嶋課税部長  
左奥から 池田会長、柳田税制委員長、横山専務理事

## 中 小 企 業 庁

10月18日

長 官 宮本 聡 氏  
事業環境部長 吉野 恭司 氏

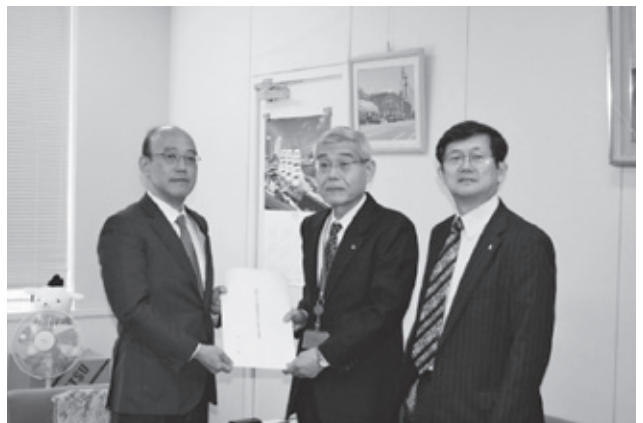


右手前から 宮本中小企業庁長官、吉野事業環境部長  
左奥から 柳田税制委員長、長谷川税制副委員長、横山専務理事

## 総 務 省

11月7日

自治税務局長 林崎 理 氏



左から 林崎自治税務局長、柳田税制委員長、横山専務理事

この他、日本維新の会および参議院の比例代表選出議員等に対し提言書を送付しました。

平成28年度

第6回



# 税金に関する絵はがきコンクール



〈主催〉公益社団法人 藤枝法人会女性部会  
公益財団法人 全国法人会総連合  
〈後援〉国税庁／藤枝市教育委員会／焼津市教育委員会

法人会では、租税教育の一環として、小学6年生を対象に「税金に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。藤枝法人会でも752点の応募がありました。入賞33作品をご紹介します。

## 藤枝税務署長賞



藤枝市立  
藤枝中央小学校 6年生  
池谷 花梨さん

講評

消費税などの税金が、社会に必要な「学校」や「公園」、「道路」、教育に必要な「教科書」などに使われている様を手をひら越しに描くなど、国民一人ひとりの税金が自分たちの生活を支えていることが伝わるすばらしい作品です。(審査員:藤枝税務署長 深尾俊一)

## 藤枝法人会長賞



焼津市立  
小川小学校 6年生  
杉木 千夏さん

講評

住民税、消費税、酒税等の課税対象がそれぞれ丁寧に描かれており、「税」の役割がよく理解されている。「税はよい未来への架け橋です。」という短いキャッチフレーズに、私たちの生活が税金によって守られ、成り立っていることが表現されており、納税の大切さが伝わる作品です。(審査員:藤枝法人会会長 牧田和夫)

## 藤枝法人会女性部会長賞



藤枝市立  
藤枝中央小学校 6年生  
成島 瑞歩さん

講評

日々の「あたりまえ」の生活ができるということに対し、「納税」の大切さが非常によく表現されており、心に伝わる素晴らしい作品です。(審査員:藤枝法人会女性部会長 清水みさ代)

## 優秀賞

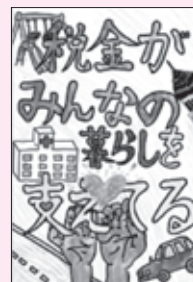


藤枝市立  
青島北小学校 6年生  
トカイリン 夢我さん

講評

このところの一連の報道を見ていると、オリンピックとは一体何なのだろうと思ってしまいます。そこに鋭く釘を刺しているこの作品はハッとさせられます。金メダルに思い切りよく税と書いているインパクトが決め手です。(審査員:画家 山本宗平)

## 優秀賞



焼津市立  
大井川西小学校 6年生  
木村 日鞠さん

講評

受けとめる手の平に輝く心。税金とは温かな真心であると子供は覚えるのでしょう。税金をイメージする色合いがいつまでも、この絵のように明るくきれいであればと思います。(審査員:画家 山本宗平)



入選



藤枝市立藤枝中央小学校 6年生  
望月 里紗さん



藤枝市立藤枝中央小学校 6年生  
白岩 大誠さん



藤枝市立藤枝中央小学校 6年生  
鈴木 杏さん



藤枝市立藤枝中央小学校 6年生  
大村 琴葉さん



藤枝市立藤枝中央小学校 6年生  
大石 頼輝さん



藤枝市立藤枝中央小学校 6年生  
長谷川 緒美さん



藤枝市立青島小学校 6年生  
堺 大誠さん



藤枝市立青島東小学校 6年生  
岡崎 成美さん



藤枝市立青島東小学校 6年生  
杉本 翔輝さん



藤枝市立高洲小学校 6年生  
谷下 蓮さん



藤枝市立高洲小学校 6年生  
深田 紗央さん



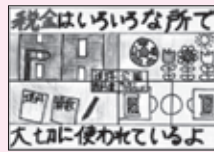
藤枝市立広幡小学校 6年生  
藤高 沙知さん



藤枝市立青島北小学校 6年生  
長岡 優月さん



藤枝市立青島北小学校 6年生  
宮本 月湖さん



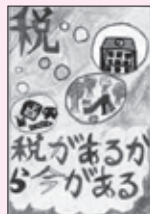
藤枝市立青島北小学校 6年生  
林 陸翔さん



藤枝市立朝比奈第一小学校 6年生  
村越 有瑠亜さん



焼津市立焼津西小学校 6年生  
半田 裕汰さん



焼津市立豊田小学校 6年生  
安岡 大さん



焼津市立豊田小学校 6年生  
萩原 花音さん



焼津市立東益津小学校 6年生  
宮崎 剛瑠さん



焼津市立東益津小学校 6年生  
種石 恵衣さん



焼津市立東益津小学校 6年生  
辰村 優衣さん



焼津市立港小学校 6年生  
油井 愛紗さん



焼津市立港小学校 6年生  
野垣 良太さん



焼津市立港小学校 6年生  
増田 朔也さん



焼津市立大井川西小学校 6年生  
大石 菜々華さん



焼津市立大井川西小学校 6年生  
八木 あいるさん



焼津市立大井川西小学校 6年生  
鈴木 真拓さん

●入賞33作品（一部優秀作品のみ）は、以下の場所に展示・掲示致しました。

1 藤枝税務署	2 藤枝市文化センター	3 藤枝市生涯学習センター	4 焼津文化会館
5 藤枝市役所	6 焼津公民館	7 焼津信用金庫藤枝上支店	8 焼津信用金庫豊田支店
9 藤枝駅構内パープルビジョン	10 焼津市立総合病院ホールモニター	11 焼津市シーガルドーム(確定申告期予定)	



平成28年度  **税金に関する作品 表彰式**

平成28年11月15日（火）、藤枝税務署管内納税貯蓄組合連合会・藤枝間税会・藤枝法人会3会共催による『税金に関する作品表彰式』が行われました。当会からは、上位優秀5作品（3ページ掲載）の方々に対して表彰状及び記念品が授与されました。また、多数の応募を頂いた6校（藤枝中央小学校・稲葉小学校・瀬戸谷小学校・広幡小学校・豊田小学校・大井川西小学校）に対して感謝状が贈呈されました。



優秀作品 5 名



感謝状 6 校 (3 校欠席)



写真でみる

# 第6回租税教室

主催：青年部会

開催日：平成28年11月26日(土) 会場：静岡産業大学

青年部会では、昨年に引き続き、「大学生を対象とした租税教室」を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しく学んでもらいました。



【司会】



菅原副部長

【部会長あいさつ】



奥山部会長

## 第一部

### 税金講座「給与明細の見かたとマイナンバー制度について」

講師：藤枝税務署 法人課税第一部門統括官 石原 等氏

13:05 ~ 13:35

【第一部・講師】



石原 等氏



**第二部**

**キャッシュフローゲームセミナー**

講師：FPI(株) 代表取締役 中山 猛氏

13:40 ~ 15:55

【第二部・講師】



中山 猛氏



**第三部**

**若手企業家との交流会**

16:00 ~ 17:00





# 志太平野の川にまつわる話

以前、千葉の銚子を訪れ、利根川の河口にひろがる、銚子港を見ながら、なぜ、大井川には、河口港ができなかったのだろうと素朴な疑問を感じていました。

志太平野の歴史に関する文献を拾い読みしていると、志太平野の川の話で、興味深い話がでており、そのいくつかをご紹介しますと思います。

その一、まず、大井川の特徴ですが、静岡県下の四大河川に共通するのは、きわめて急な勾配をなしていることです。下流部での平均勾配が、1000分の3～4、つまり、1000m流れるのに落差が3～4mの勾配をなしています。それを他と比較すると日本三大急流の一つ、最上川で1000分の0.7、北上川1000分の0.2、海外の大型河川ですと1000分の0.05程度にすぎない河川も多いのだそうです。勾配が緩い河川ですと、川幅一杯に水をたくわえた河口部に潮入川ができるのですが、大井川の場合、急流で、川の水が、ずどんと海に落ちてしまい、またその海も急深で堆積物をそのまま深海に運びます。急流と駿河湾の急深が、河口港を形成できない原因なのです。さらに、急流は、河口部でも大きな石が流されて、焼津の海岸線に浜砂ではなく、ごろた石が広がるのは、その急流のせいなのです。



こぶし大の石が波打ち際を洗う焼津石津海岸

その二、その大井川の川越の話です。江戸時代、川に橋を架けず、賃銭を取り、川を渡らせる制度は、「川越制度」と呼ばれ、江戸から京都まで東海道には、川幅が50m以上の川が30ほどあり、木曾川、富士川、天竜川の舟渡し、多摩川、太田川、朝比奈川、など20余りは、橋が架けてあり、徒歩渡りの川は、酒匂川、興津川、安倍川、瀬戸川、大井川だけで、徒歩渡り

では、水深が深いところは、川越人足が、浅いところは、自分渡りをしたのだそうですが、大井川だけは、浅いところでも自分越しは禁じられていたといえます。大井川は、その上流部が閉塞谷になっているため、川を自然の防衛線とした「河川要害論」により江戸幕府が橋を架けさせなかったとしますが、松村博著「大井川に橋がなかった理由」に、このように説明がなされています。要因として、河床変動が激しく、厚い砂礫層に当時杭を打つ技術がなかったこと。川幅 1300m の橋を架け、維持することの投資効果と便益性がすくなかったこと。川越し組織にお墨付きを与え、割高な料金を設定したため、その組織は巨大で強固なものに成長し、利権化したことが、幕末に至るまで続けられることになった最大の要因で、幕末 1300～1400 人の川越人足がいたといわれています。このことが、島田や金谷の宿場町を大いに栄えさせた理由にもなります。

その三、大井川と木材の話。焼津旧小川港、木屋川沿いにある水天宮さんには、この社が、1861 年江戸深川の材木商、野口庄三郎の寄進により創建されたとあります。木屋川と言うくらいだから、この川は、材木を運んだ川に違いないと思い、それではと、数年前、河口部から、栃山川の接合部まで歩いて実地検分しようと試みました。歩きながら、藤枝市域に入るところには、小さな河川になり、紆余曲折し、とても木材を流せないと地元の人に話を聞くと河川改修で昔の面影は全くないですよと笑って答えられました。その木屋川ですが、浅井治平著「大井川とその周辺に」こんな記述があります。

元禄 4 年 7 月、幕府はその菩提寺上野寛永寺の根本中堂を建立するために、用材の入札を行った。江戸の材木商はこぞってこれに着目したが、当時随一の江戸の材木商奈良屋茂左衛門と、まだ駆け出しの紀伊国屋文左衛門（文中以下紀文）とが張り合う結果になり、結局紀文が安値をつけて落札することになった。しかし、紀文は暴虎馮河の向こう見ずでやったのではなく、駿河の豪商松木屋新左衛門（文中以下松木屋）とその弟郷蔵の協力と援助があったからである。入札に先だち、紀文は、松木屋と現地を訪れ、実地検分したが、問題が次の 2 点に集約された。一つは、船積み港の問題で、大井川河口では、急流で、海に流失するおそれがあり、危険この上ないこと。それで当時すでにおそらく、向谷水門に木材を集め、竜泉寺川に流し、さらに、伊太川から、栃山川、木屋川をへて和田湊に出す道が開けていたらしいが、これでは、根本中堂用材のような六、七間もある長大材を運ぶことは不可能であった。ところが、あたかもよし、橋爪助左衛門なるものが灌漑用水路木屋水門着工中であつた。それは、島田宿東東南、高島に水門を設け、その付近一帯の灌漑用にし、水路は、栃山川から、東流し、川原というところで、本流から分かれ木屋川となり大富、和田村を流下し、和田浜を貫流して海に注いでいる。この間およそ 30 里、木屋水門から砂丘に保護された静かな河口港たる和田湊は、大量の木材の集積港としては最適であつた。これを知った紀文と松木屋は、橋爪助左衛門と交渉し、この工事を拡大して、幅も広く、深さも深くしなるべく直線にして、完全な木材輸送路とすることにし、その条件として、

- 1) 運河開墾の費用は全部紀文側が負担する
- 2) 水門を通過する木材には水門通過料を支払う
- 3) 完成の期日は、一年後
- 4) 紀文側の御用材が通過し終わるまでは、他の者に使用させない

豪腹さにさぞ橋爪助左エ門も驚いたにちがいありませんが、全額負担の好条件で、めでたく木屋川は完成されました。



和田湊は、現在の東洋水産焼津工場辺りでしょうか。

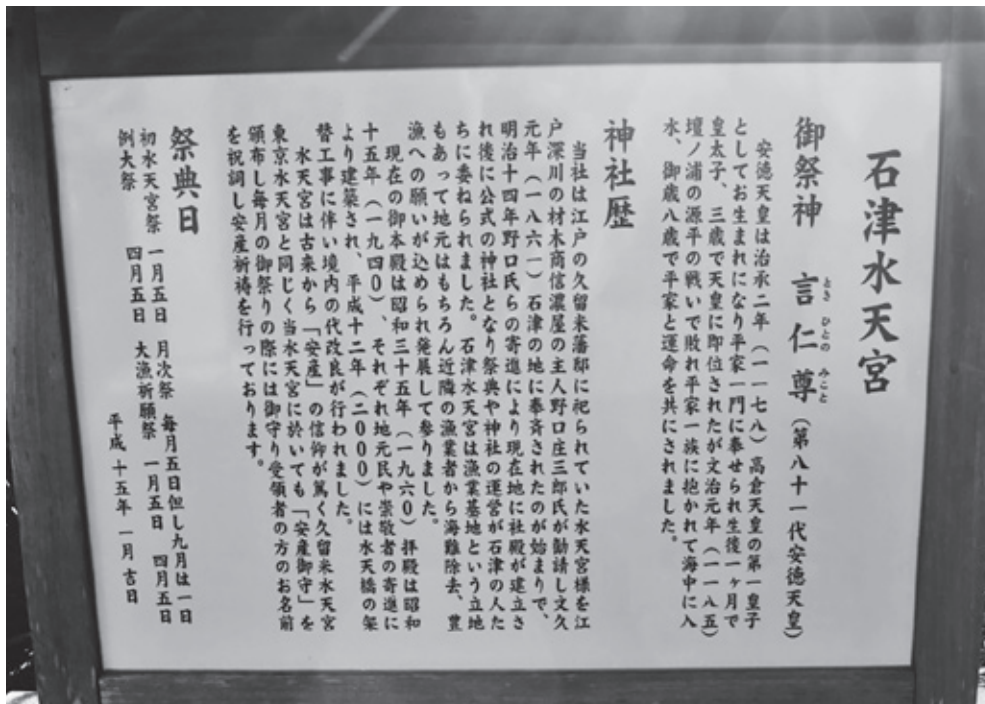
こうして、6年余りの歳月により、伐木運材は滞りなく進捗し、元禄11年には、寛永寺根本中堂はめでたく完成しました。この事業で、得た利益は、紀文50万両、松木屋30万両と伝えられています。しかも紀文の一族吉兵衛はその余材をもって永代橋を架けたといわれています。その後も、幕末まで、大井川流域の木材は、和田材、焼津材といわれ江戸で有名であったと言われています。ちなみに、紀文の得た50万両という金額は、現在の貨幣価値にして、500億円になります。両商人で800億円です。

この金額はさすがにすごく、この事業が、当時の志太の基幹産業になっていたものと思われる。6年ほどで800億の純利益です。総事業費は、現在の貨幣価値で数千億円の事業に違いなく、こんな莫大な事業が他にあったとも思われません。また、先の水天宮さんの寄進が明治に入ってからであり、明治初期まで、材木の輸送は続いていたと思うと、その産業は、150年以上の長期にわたり、またその規模もかなりのものだと考えられるのですが、現在では、その痕跡すら残っていません。

余談ですが、このような大量の木材の伐採により、山は荒れ、土砂の流失などにより、大井川の氾濫が続く原因になったのではないかと想像していたのですが、先日、金谷旧家の河村さんからお話を伺い、大井川流域は、幕府直轄の御用林が広がり、河村家は、その管理をまかさされ、薪一本持ち出し禁止の厳しい管理をされていたそうです。ともあれ、志太地区は、大井川の急流により、歴史作られた地域なのです。



石津の水天宮さん、その後、地元の漁業者により、祀られてきました。



1861年寄進の記録、江戸の木場との関係が深いことが伺えます。

<引用参考文献> 浅井治平著「大井川とその周辺」 松本繁樹著「静岡の川」

<寄稿> (株)金虎 専務取締役 寺尾仁秀様

## 法人会アンケート調査システム

# 新規登録にご協力ください

法人会は、国内企業の約80万社が加入する大きな団体です。これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツールとして、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しました。

システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、その結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、まだシステムへの登録がお済でない会員のみなさまに新規登録をお勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。



平成28年9月 公益財団法人 全国法人会総連合  法人会

## アンケート調査システムの活用状況と 新規登録をひやす理由

システムの活用状況は？



景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1～2件のペースで調査をしています。

最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



どうして新規登録を  
ひやす必要があるの？



アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単体会で独自にアンケートを実施することも可能です。

\*平成28年7月現在、アンケート送信対象は約4000名、回答数は約1200件です。



## 外部機関とタイアップして実施した主な調査 \* ( )内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの活用状況 (国税庁、H26/10)

帳簿書類の保存状況 (国税庁、H26/8)

がん検診意識調査 (東京都、H25/12)

事業承継 (慶応大学大学院、H25/10)

登録方法は次ページをご覧ください。

## 法人会アンケート調査システム 新規登録方法



- 登録資格は「会員企業に所属する方または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できるかぎり組織上のアドレスでご登録願います（メール未達先発生防止のため）。

1

登録したいメールアドレスが使えるパソコン等から、ウェブで「法人会」を検索します。（登録時に同意確認等があるため、本人様ご自身でお手続き願います）



2

検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、全法連のホームページを表示します。そして「法人会アンケート調査システム」のバナーをクリックします（右図）。



3

法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



参考/すでに登録している方でメールアドレス等を変更される場合はこちらから手続きをしてください。

4

メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、[@zenkokuhojinkai.or.jp](mailto:@zenkokuhojinkai.or.jp)からのメールを受信できるように設定してから送信してください。



5

すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



クリック

リンクをクリックしてね。



6

入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

ご注意/すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記④の「登録情報の確認・変更」からご自身の登録情報を更新願います（更新後、アンケートの送信を再開します）。

アンケートを受信されました、ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2カ月に1~2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後にご回答をお願いいたします。  
なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等からご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、右図の手順でご回答ください。



平成31年  
10月1日～

# 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月  
国税庁  
平成28年11月改訂

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。</li> <li>仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等<sup>(注1)</sup>の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等<sup>(注2)</sup>の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。</li> </ul> <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。</li> <li>区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。</li> </ul>

＜消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点＞

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

<p><b>課税事業者の方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）</li> <li>軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等</li> </ul>	<p>①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③</p>	<p>1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご覧ください。</p>
<p><b>免税事業者の方</b></p> <p>軽減税率対象品目の売上げあり</p>	<p>課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。</p>	<p>1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご覧ください。</p>

## 1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

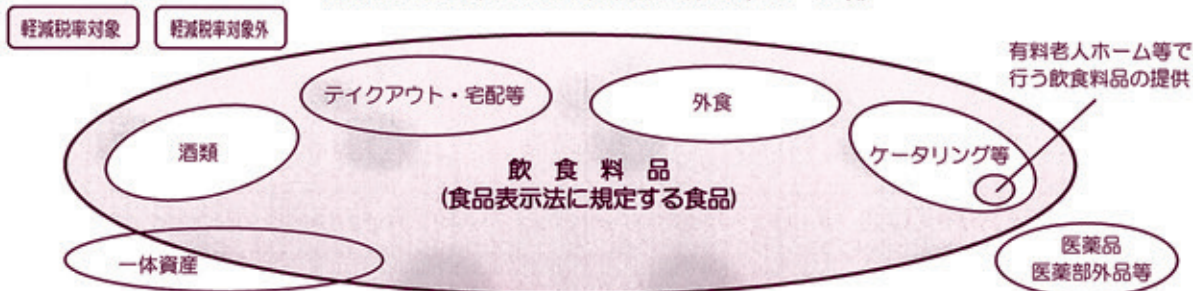
詳細は次ページ

### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

## 1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



### 主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

## 2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額 (上記に加え)	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称 (上記に加え)
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	軽減税率の対象品目である旨	① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。  
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

### 《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成31年11月分 87,200円(税込)

11/1	牛肉	※	5,400円
11/3	小麦粉	※	2,160円
...	...	...	...
11/27	しょうゆ	※	3,240円
11/30	ビール		6,600円
	合計		87,200円
			(10%対象 44,000円)
			(8%対象 43,200円)

△△様  
「※」は軽減税率対象品目であることを示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載(例えば、税率(8%)の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載)

② 税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載

(参考)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。



### 3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

- ※ 平成28年11月の税制改正により、
- ① 適用対象となる期間が変更されました。
  - ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

**売上税額の計算特例** 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p><b>小売等軽減仕入割合</b></p> <math display="block">\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}</math> </div>	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p><b>軽減売上割合</b></p> <math display="block">\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}</math> </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算  （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

**仕入税額の計算特例** 仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p><b>小売等軽減売上割合</b></p> <math display="block">\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}</math> </div>	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能  （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

#### 4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、課税事業者・免税事業者の方  
「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）  
（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

##### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

#### 《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

#### 《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援<sup>(注)</sup>  
 ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>  
**専用ダイヤル** 0570-081-222 **【受付時間】** 9:00～17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備  
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

#### 《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

**専用ダイヤル** 0570-200-123 **【受付時間】** 9:00～17:00（土日祝除く）  
**メール** ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

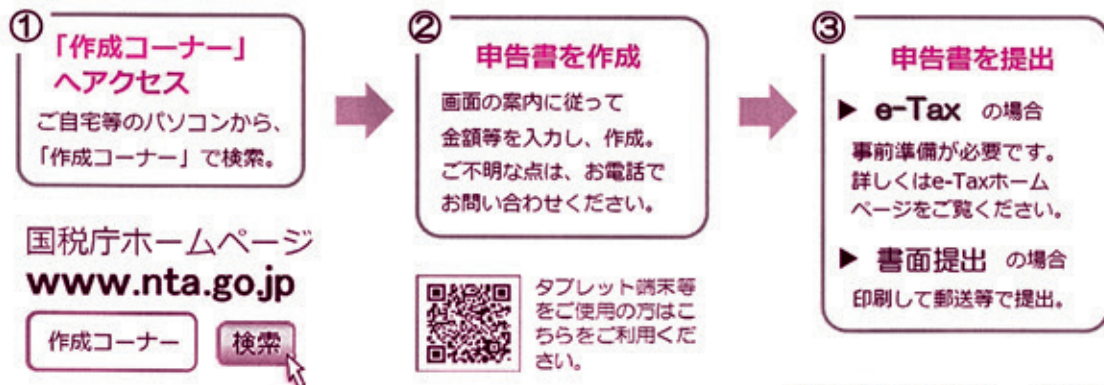
# 申告書は、**スマート！確定申告** 国税庁ホームページで 作成できます！

www.nta.go.jp

国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」でスマートに確定申告！

- 1 税務署に出向く必要なし！**  
作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。  
また、e-Taxを利用して送信することもできます。
- 2 いつでも利用可能！**  
確定申告期間中は、休日を含め24時間いつでもご利用いただけます。
- 3 自動計算機能！**  
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。
- 4 プリントサービスにも対応！**  
コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

## 申告書作成から提出までの流れ



名古屋国税局・税務署

# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表  
(3月31日点検分)

点検担当者：法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係  
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人藤枝法人会

TEL 054-643-8410

©自主点検チェックシート・ガイドブックは藤枝税務署・法人会事務局に備え置きしてあります。

# 県税の電子申告・電子納税



～ 静岡県から地方税ポータルシステム（eLTAX）ご利用のお願いです ～

静岡県税（法人関係税）は6割以上の関係者に  
電子申告をご利用いただいています。  
電子納税もできるようになりました！



## I . 電子申告をすでにご利用いただいている場合

- 今年度から前年度電子申告をしていただいた事業所には、確定申告書の送付を省略させていただきました。引き続き電子申告のご利用をお願いします。
- 申告書の送付は省略しましたが、納付書のみ送付しております。今年度から電子納税も可能となりましたので、是非便利な電子納税をご利用ください。

## II . 電子申告をまだご利用いただいていない場合

- 利用届出の手続きをしていただければ、電子申告が利用できます。  
(法人だけでなく、税理士対応が可能です。)
- 電子申告したものについては、電子納税も可能ですので、申告・納税までの手続きが窓口に出向くことなく完了します。

※電子納税を利用した場合、領収証書は発行されません。

インターネットバンキングを利用して納税する場合、静岡県税を取り扱う金融機関を利用する必要があります。(金融機関はこちらで確認できます。↓)

<https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/documents/kinnyukikannitiran.pdf>

☆お問い合わせは…エルタックスヘルプデスクへ

利用届出の提出及び詳しい情報は  
eLTAX ホームページをご覧ください。

▶ <http://www.eltax.jp/>

スマートフォン・携帯電話からもご覧いただけます。

※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話（ヘルプデスク）による  
お問い合わせは

ハイシンコク  
▶ 0570-081459

ヘルプデスク受付時間 9：00～17：00  
(土日祝日、年末年始を除く)

▶ 03-5500-7010 (上記の電話番号で繋がらない場合)

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順)

 櫻井龍太 藤枝市藤岡5 ☎641-1984	 小長谷常雄 焼津市与惣次 ☎624-0268	 落合孝次 焼津市小川 ☎624-7171	 増田武治 藤枝市田沼3 ☎636-1287	 田中徳治 焼津市上新田 ☎622-6836	 小林宏旨 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 今本 昇 焼津市焼津1 ☎628-1776	 金田睦夫 藤枝市高岡1 ☎635-7576	 松浦宏明 藤枝市小石川町2 ☎641-1573	 中野正勝 焼津市焼津1 ☎626-8661	 杉井裕郎 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881	 伊藤恒夫 藤枝市大新島 ☎635-5615
 大石準二 焼津市八幡4 ☎628-2812	 河野正彦 藤枝市駅前2 ☎641-2725	 笠原敏幸 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 吉田雄一 焼津市東小川8 ☎629-6663	 平岩光雄 藤枝市藤岡1 ☎644-7219	 藤浪良昭 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 大石康夫 焼津市西焼津 ☎627-5022	 深澤美恵子 焼津市田尻北 ☎624-2794	 鈴木國弘 焼津市駅北1 ☎627-9638	 八木金弥 藤枝市田沼1 ☎635-2559	 増田富三 藤枝市岡出山2 ☎641-2215	 藪崎正則 焼津市小土 ☎626-9823
 吉川 始 藤枝市大新島 ☎634-2570	 松永義郎 焼津市大栄町1 ☎628-6043	 澤村 守 藤枝市谷稲葉 ☎644-7845	 片山享一 藤枝市下之郷 ☎638-3766	 森田鋼太郎 焼津市石津 ☎624-3763	 成島久四郎 焼津市青羽町3 ☎641-0577	 仲田 勇 焼津市高岡2 ☎636-1199	 岡野 純 藤枝市田沼3 ☎636-2929	 青島孝之 藤枝市岡出山1 ☎637-9803	 増田章一 藤枝市福川 ☎641-6845	 安井博史 焼津市東小川6 ☎627-5261	 高野佳和 藤枝市岡部町内谷 ☎647-3253
 増田和宏 藤枝市青木1 ☎643-3771	 小倉寿美 焼津市焼津4 ☎659-1717	 山崎恵三 藤枝市前島2 ☎634-0286	 海野晴方 藤枝市青葉町1 ☎636-1588	 吉田道明 藤枝市小石川町1 ☎689-3196	 青木 敬 焼津市岡当目 ☎627-9851	 平井幸子 焼津市栄町3 ☎626-5711	 小長谷智子 焼津市与惣次 ☎624-0268	 遠藤次男 焼津市中新田 ☎624-1885	 松本 彰 藤枝市末広2 ☎635-8366	 増田貴行 藤枝市本町1 ☎643-5151	 服部正邦 焼津市柳新屋 ☎628-5533
 内藤良彦 藤枝市郡1 ☎646-8890	 増田良子 藤枝市青木1 ☎643-3771	 岩崎卓夫 藤枝市駅前1 ☎646-7701	 梅田健司 焼津市宗高 ☎622-3295	 沼野和吉 藤枝市藤枝4 ☎641-4386	 内田晴巳 藤枝市高洲 ☎635-8022	 大畑雅子 焼津市駅北1 ☎627-9638	 渡邊義博 藤枝市水上 ☎645-4571	 山本幸子 焼津市下小田 ☎624-0962	 笠原大輔 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 伊藤裕一郎 藤枝市青葉町1 ☎637-2534	 宇田武房 藤枝市志太2 ☎644-4627
 森 祐輔 焼津市東小川7 ☎628-7973	 多々良信彦 焼津市東小川7 ☎628-7973	 早津頼明 焼津市西小川2 ☎626-9344	 落合孝康 焼津市小川 ☎624-7171	 小林敏樹 藤枝市青葉町2 ☎636-7952	 岡村正雄 焼津市上小杉 ☎662-1391	 大石 誠 藤枝市前島1 ☎639-5139	 三岡厚文 藤枝市岡出山2 ☎270-8861	 杉原一雄 藤枝市平島 ☎270-3719	 松原隆宣 藤枝市本町3 ☎639-5570	 平野純也 藤枝市天王町3 ☎646-4700	 山崎義和 焼津市三ヶ名 ☎629-6711
 鈴木和臣 藤枝市益津 ☎270-5741	 内山勝浩 焼津市大栄町2 ☎628-5372	 飯塚理恵 藤枝市田沼1 ☎634-3570	 山本浩幸 焼津市下小田 ☎624-0962	 石村正美 焼津市上新田 ☎207-7064	 吉田公輔 焼津市東小川8 ☎629-6663	 井上香織 藤枝市志太2 ☎631-5258	 池田佳通 藤枝市岡出山1 ☎646-3388	 宮崎博史 藤枝市高岡1 ☎636-5102	 吉田和弘 藤枝市小石川町1 ☎689-3196	 浅井伸也 藤枝市高岡2 ☎631-5152	 天野 貢 藤枝市駅前2 ☎641-4898
 大野克治 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 三橋重継 藤枝市駅前2 ☎631-6346	 山崎晃弘 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 村松克彦 藤枝市駅前2 ☎644-3511	 名倉秀俊 藤枝市青木2 ☎641-3080	 油井孝介 焼津市東小川6 ☎627-5261	 太田容子 藤枝市高岡2 ☎636-1199	 片川和樹 焼津市焼津1 ☎628-2626	 片川真理子 焼津市焼津1 ☎628-2626	 藪崎大介 焼津市小土 ☎626-9823	 下川大地 藤枝市青木2 ☎641-3080	 山梨英亮 焼津市東小川7 ☎628-7973
 野島由美子 藤枝市高岡1 ☎631-9160	 若杉直彦 藤枝市青羽町3 ☎641-0577	お問い合わせは 焼津商工会議所会館2階 税理士会税務相談所へ ※税理士会では無料税務相談を行っております。 電話 (628) 2250		あおい税理士法人 焼津市東小川7 社員 森 祐輔 多々良信彦 山梨英亮 ☎628-7973		税理士法人 法理舎 藤枝市青木2 社員 名倉秀俊 下川大地 ☎641-3080					

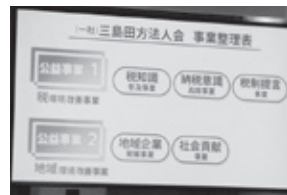
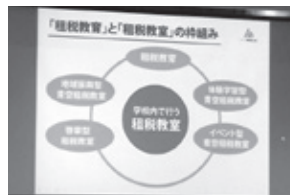
(本ページは税理士会提供記事)

(平成28年10月21日～平成29年1月26日)

# 法人会活動

## 全法連・東海法連・静岡県連

1月26日 (一社)静岡県法人会連合会  
第46回運営研究会  
会場/ホテルアソシア静岡



## 本会

10月21日 パソコンセミナー  
テーマ 「クラウドの現状と今後の可能性」  
講師/株式会社スプラム  
代表取締役 竹内幸次氏  
会場/焼津文化会館



1月17日 新春講演会  
演題 「のうだま」  
～やる気の秘密～  
講師/東京大学薬学部  
教授 池谷裕二氏  
会場/ホテルアンピア松風閣



11月11日 新設法人説明会  
講師/藤枝税務署  
法人課税第一部門上席国税調査官 鈴木栄治氏  
会場/藤枝市生涯学習センター

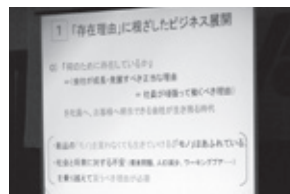


1月24日 税務講習会  
テーマ 「会社の決算と申告」  
講師/東海税理士会藤枝支部 税理士 森 祐輔氏  
会場/焼津文化会館



## 青年部会

1月23日 新春講演会  
演題 「会社作り・人作り」  
講師/静岡トヨベツ(株)  
代表取締役社長 平光敬和氏  
会場/小杉苑



## 女性部会

12月7日 教養講座  
テーマ 「産業医(産業保健スタッフ)に  
依存しない  
現場の力でメンタルヘルス対策」  
講師/産業カウンセラー 橋野由利子氏  
会場/焼津文化会館



1月19日 新春講演会  
演題 「クラシック音楽の調べ」  
～ショパンの作品と共に～  
講師/ピアニスト 久保山菜摘氏  
会場/ホテルアンピア松風閣

